業 務 の ご 案 内

　私たち司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センターは、「法を活かし、人を生かす」の経営理念のもと、皆さまの生活の一助となる情報の提供ができればと思い、今回、このご案内をお届けいたしました。

　今後も何かございましたら、どうぞお気軽にご相談下さい。

司法書士法人
ヒューマン・サポート法律支援センター

～ 目　　次 ～

1.　民法(債権法)改正

2.　法定相続情報証明制度

3.　遺産承継業務

4.　成年後見制度

5.　自筆証書遺言

6.　民事信託

7.　養育費の請求が変わります

8.　配偶者居住権

当法人は、下記の法人と連携しております。

行政書士法人　ヒューマン・サポート

〒861-8006
熊本市北区龍田 3 丁目 32-18
TEL　096-327-9989　FAX　096-327-9799
〒861-4131
熊本市南区薄場町 46 薄場合同ビル内
TEL　096-320-5132　FAX　096-357-5710
〒861-2106
熊本市東区東野1丁目 9-1BOY ビル3F
TEL　096-360-3366　FAX　096-360-3355

NPO法人　身近な犯罪被害者を支援する会

〒861-8066
熊本市北区清水亀井町 16-11
オフィスカメイ
TEL　096-341-8222
FAX　096-341-8333

犯罪被害者等支援
シンボルマーク

司法書士法人
ヒューマン・サポート法律支援センター

民法（債権法）改正

２０１７年５月に「民法の一部を改正する法律」が成立し、２０２０年４月１日から施行されています。
民法（債権法）は約１２０年間にわたって実質的な見直しがほとんど行われていませんでした。今回、社会経済への変化への対応を図るためのルールの変更と、現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律上明確に定める改正が行われました。

～主な改正ポイント～

＜保証人の保護＞

●極度額の定めのない個人の根保証契約(※)の無効

※一定の範囲に属する不特定の債務を保証する契約

●公証人による保証意思確認手続きの創設

個人が事業用融資の保証人になる場合。但し、融資を受ける法人の取締役や、主債務者の共同事業者などには適用されません。

＜法定利率＞

●法定利率の引き下げ

法定利率を5%から3%に引き下げ、今後の市中の金利動向に合わせて法定利率が自動的に変動する仕組みを導入しています。

＜消滅時効＞

●職業別短期消滅時効の廃止

消滅時効期間は原則5年
（但し、権利行使できることを知らなかったときは、権利行使できるときから10年）

＜定型約款を用いた取引＞

●定型約款が契約の内容のなる要件の創設

当事者で定型約款を契約の内容とする旨の合意や、契約の内容とすることを表示して取引を行ったときは、個別の条項について合意したものとみなされます。

●定型約款変更の要件

変更が顧客の一般の利益に適合する場合や、変更が契約の目的に反せず、かつ、変更にかかる諸事情に照らして合意理的な場合に限り認められます。

＜賃貸借に関するルールの明文化＞

●敷金や原状回復の規定を明記

敷金や賃貸借終了の際の原状回復の範囲について明文化されました。

司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

法定相続情報証明制度

相続手続が簡単に！
大量の戸除籍の証明が、これ１枚になります

現在、相続手続では、お亡くなりになられた方の戸除籍謄本（出生から死亡までの一連の除籍謄本等）の束を、相続手続を取り扱う各種窓口に何度も出し直す必要があります。

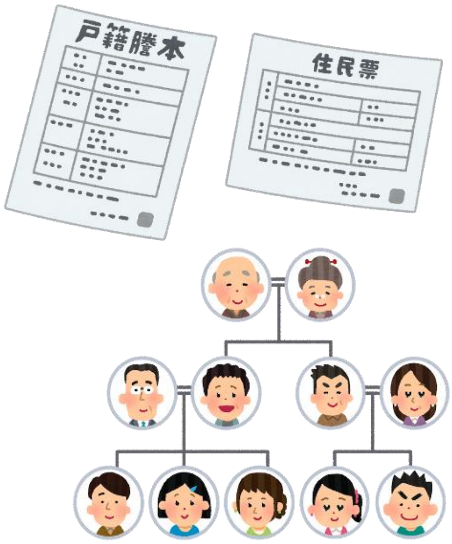

戸除籍謄本等を何度も出し直す必要がなくなります

法定相続情報証明制度は、登記所（法務局）に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します。

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのために未来につながる 相続登記をしませんか！

相続登記が未了のまま放置されるケースが多くなっており、様々な社会問題の要因となっている可能性があります。

司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

遺産承継業務

遺産承継業務とは、相続に関する手続き（相続税の申告は除く）を相続人に代わって行うものです。

遺産分割協議書の作成、預貯金の相続手続き、株式の移管換価、不動産の名義変更等を行います。

相続に関する上記の手続きは、複雑であったり、時間がかかったりするため、個人での対応が難しい場合があります。また、第三者が入ることで、後々の紛争を予防することもできます。

～ 遺産分割協議書の作成 ～

相続が発生すると基本的に法律に定まった相続分（法定相続分）により遺産を分配します。しかし、相続人全員の合意を得ることで、法定相続分とは異なる分配をすることができます。合意が成立した際に作成するのが遺産分割協議書です。その作成を支援いたします。

～ 預貯金の相続手続き ～

銀行等の金融機関で、被相続人の預貯金を相続により解約する手続きが必要となりますが、その手続きを代行いたします。

～ 株式の移管換価 ～

被相続人の株式を相続人の証券口座に移管したり、換価したりする手続きを代行いたします。

司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

成年後見制度

民法は、認知症や知的・精神障害により判断能力が不十分な人たちが、その人らしく生活していく援助をするため、本人の意思を代弁したり、本人のなすべき法律行為（介護サービスを受けたり、施設に入所したり、必要なものを買ったり等の約束をすること）を本人に代わって実施するための権限を成年後見人等に付与する制度を設けています。

～任意後見制度と法定後見制度～

●任意後見制度とは

任意後見制度は、本人が**十分な判断能力**があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ**代理人 (任意後見人)**に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える**契約(任意後見契約)**を公証人の作成する**公正証書**で結んでおくというものです。

そうすることで，本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する**「任意後見監督人」**の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

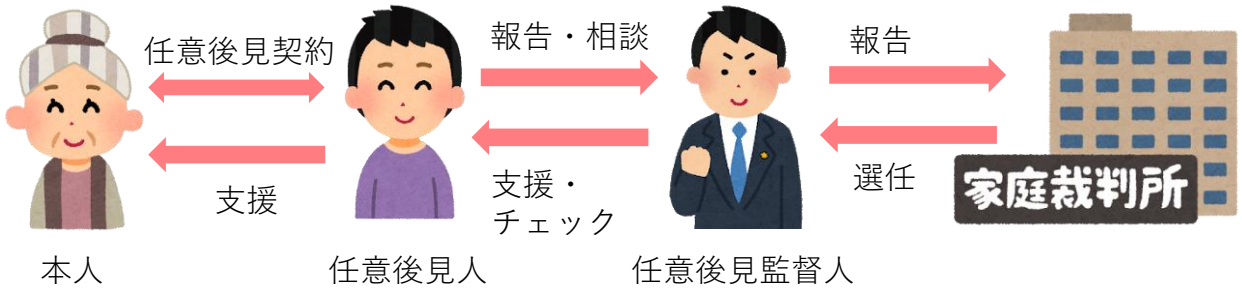

●法定後見制度とは

法定後見制度は，**既に判断脳力が不十分**な方の権利や財産を守る制度です。法定後見制度には、**後見**（判断能力がほとんどない方）、**保佐**（判断能力が著しく不十分な方）、**補助**（判断能力が不十分な方）があります。

法定後見制度利用のためには、家庭裁判所への申立てが必要です。

司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

自筆証書遺言

自筆証書遺言の方式が緩和されました

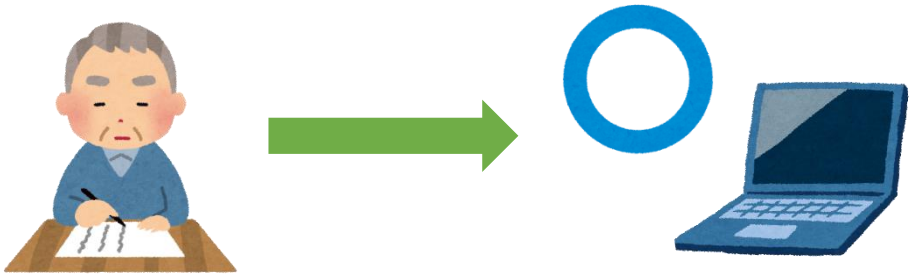

相続法改正前においては、自筆証書遺言は、全文を自書しなければならないとされていました。とりわけ、不動産の表示や預金口座の表示について、全文を自書することは大きな負担となっていました。

そこで、相続法改正においては、自筆証書遺言の方式を緩和して、相続財産の目録については、自書を要しないこととしたものです。

遺言書保管制度が始まります

これまで、自筆証書遺言は作成後、自宅で保管されることが多く、その場合、紛失・亡失のリスクや、相続人による遺言書改ざんのおそれなどの問題を抱えていました。

そこで、令和2年7月10日より、全国300か所以上の法務局（遺言書保管所）において、自筆証書遺言の保管を申請することができるようになります。

なお、この保管制度を利用した遺言書は、家庭裁判所での検認手続きが不要になります。

司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

民事信託

民事信託士がご相談に応じます

信託とは、財産を持っている方（委託者）が遺言・契約等の信託行為によって、信頼できる人（受託者）に対して財産を移転し、一定の目的に沿って、受益者のためにその財産を管理・処分するというものです。

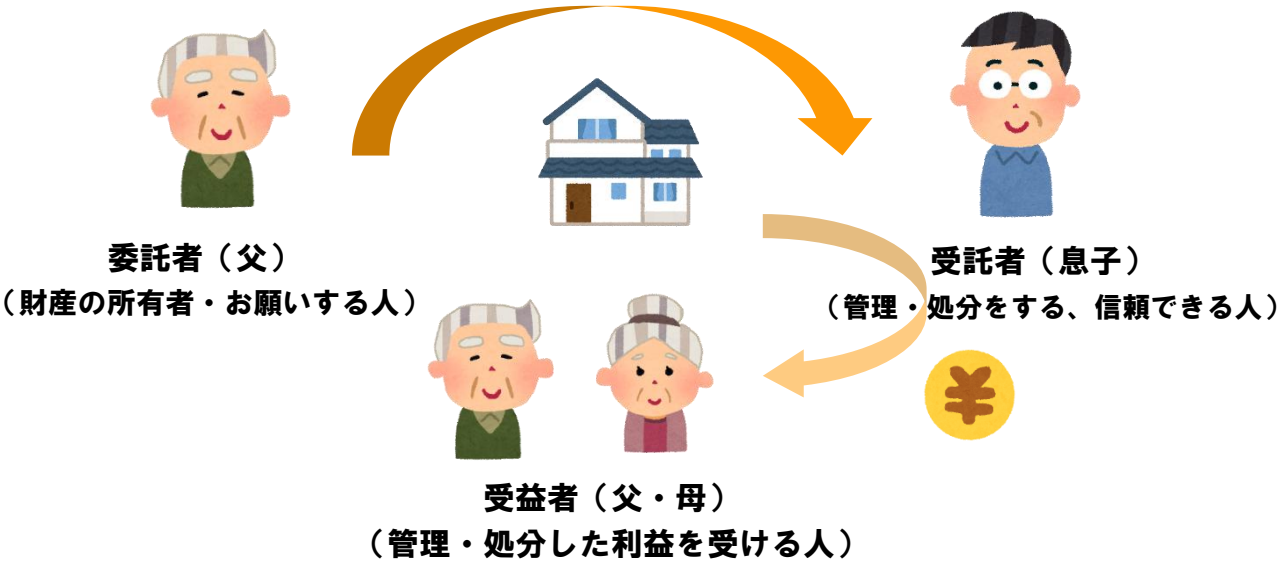

民事信託で以下のお悩みが解決できます

◎高齢になり、認知症が気になる。通帳や不動産等の財産を今から任せたい
◎子供がいない夫婦が、自分の財産を配偶者に相続させたいが、配偶者が亡くなったら、自分の甥に渡したい
◎子供に障害があり、障害のある子供のために、自分が亡くなった後、子供の財産管理を任せたい
◎ペットを飼っているが、私になにかあったときにペットが困らないようにしたい
◎会社を経営しているが子供に事業を譲渡したい。段階的に承継しようと考えているがどうしたらいいか

司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

養育費の請求が変わります

令和２年４月１日の民事執行法改正に伴い
養育費が回収しやすくなります！

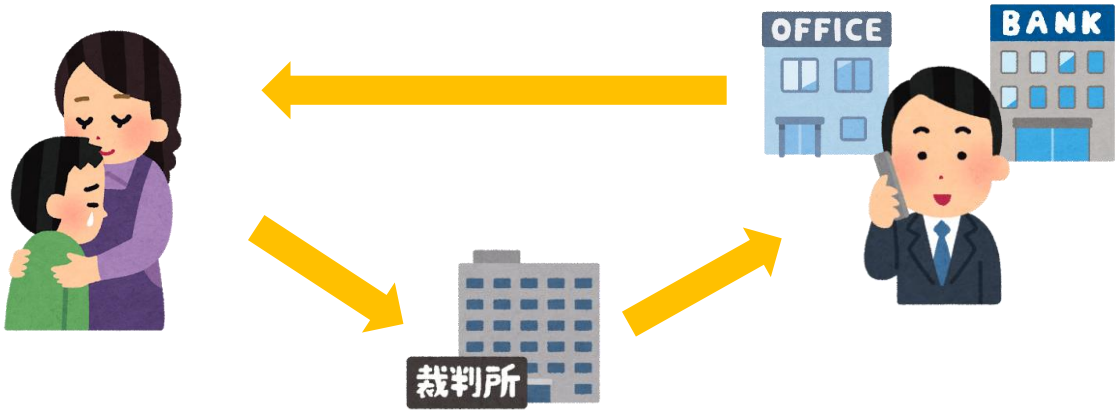

～改正ポイント～

◆その1　公正証書等による財産開示手続

これまでは、裁判所の判決書や調停調書でなければ、相手方の財産開示手続きができませんでした。改正により公正証書（執行証書）などによる手続きも可能となりました。

◆その2　制裁・罰則の強化

相手方が財産開示に応じない場合、6か月以下の懲役又は50 万円以下の罰金が科せられます。

◆その3　第三者（銀行、法務局等）からの情報取得手続の新設

裁判所の判決や公正証書等があれば、裁判所に申立てをして，債務者の財産に関する情報（預貯金、不動産）について、銀行等や法務局から、強制執行の申立てに必要な情報の提供を命じてもらうことができます。

※なお、不動産にかかる情報は公布日（令和元年5月17日）から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日までは適用されません。

◆その4　勤務先等の情報提供

養育費等の支払については、債務者の勤務先に関する情報取得手続の申立てをすることができます。

司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

配偶者居住権

～配偶者居住権とは～

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、配偶者は、遺産分割により「配偶者居住権」を取得することにより、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができる権利です。被相続人が遺言により配偶者に配偶者居住権を取得させることもできます。

事例　相続人が妻と子１人、遺産が家（2,000万円）と預貯金（3,000万円）の場合

家（2,000万円と）
預貯金500万円

預貯金2,500万円

※配偶者が居住建物を取得すると、他の財産を受け取れないことも・・・

改正によるメリット

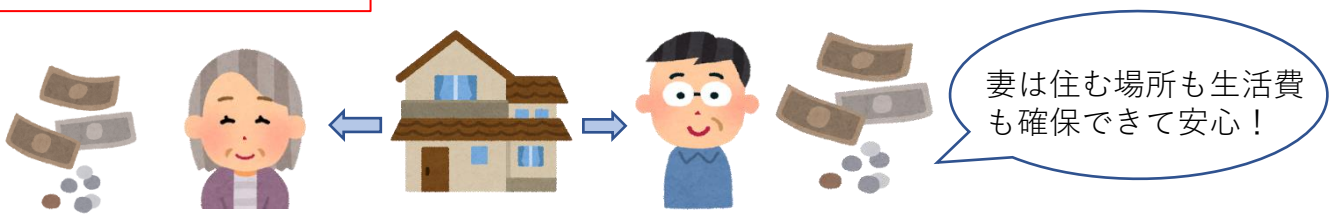

配偶者居住権（1,000万円）
預貯金1,500万円

負担付所有権（1,000万円）
預貯金1,500万円

配偶者は居住建物ではなく、「配偶者居住権（1,000万円）」を取得することで、自宅での居住を継続しながら、その他の財産も取得できるようになります。

なお、この配偶者居住権を他の相続人や第三者に主張するためには、登記が必要です。

司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

行 政 書 士

当法人では、下記の業務やご相談に応じます。
まずは、お気軽にご相談ください。

業務区分	業　務　内　容
自動車関係	自動車登録申請、車庫証明等
在留・国籍取得	帰化許可申請、在留資格認定証明書交付申請等
農地・土地活用	農地法許可申請、農用地除外申出、里道払下げ申請等
運輸関連	運送業、特殊車両通行許可等
建設業・産廃業	建設業許可、産業廃棄物収集運搬許可、電気工事業登録申請等
風俗営業	風俗営業許可申請等
営業許可等	飲食店営業許可申請、宅地建物取引業者免許申請、 古物商営業許可、酒類販売許可、自家用自動車有償貸渡業許可等
法人関連	社会福祉法人・医療法人設立認可申請、 補助金・助成金の交付申請等
遺言・相続書類の作成	遺言書の作成支援、遺産分割協議書等作成、 法定相続情報一覧図作成等
契約書等の作成	土地の賃貸借契約書等各種契約書作成、定款、内容証明郵便作成

行政書士法人ヒューマン・サポート

【龍田事務所】　〒861-8006　熊本市北区龍田３丁目 32 番 18 号
TEL　096-327-9989　FAX　096-327-9799
【薄場事務所】　〒861-4131　熊本市南区薄場町 46 番地　薄場合同ビル２階
TEL　096-320-5132　FAX　096-357-5710
【健軍事務所】　〒861-2106　熊本市東区東野１丁目９番１号　BOY ビル３階
TEL　096-360-3366　FAX　096-360-3355

お気軽にご相談ください

不動産を譲りたい
～不動産登記手続き～

贈与や売買、相続などの不動産の名義変更や、住宅ローン完済後の抹消手続き　など

会社を設立したい
～会社・法人登記手続き～

株式会社や一般社団法人の設立、役員変更手続きなどの登記手続き
定款や議事録の作成　など

高齢の親の生活に備えて
～成年後見・任意後見手続き～

　将来に備えた任意後見契約、見守り契約や亡くなった後の事務手続き
　裁判所への成年後見人選任の手続き　など

相続手続きを円満に
～遺言・遺産承継手続き～

　遺言書の作成支援手続きや遺言執行手続き
　法定相続情報作成や、遺産の承継手続き（遺産分割協議書作成）、相続放棄手続き　など

家族に財産管理を任せたい
～民事信託手続き～

　アパートなどの管理を家族に任せる民事信託契約の作成
　民事信託登記手続き

トラブルの相談をしたい
～訴訟代理・書類作成～

　お金の請求やアパートの明渡しなどの簡易裁判所での訴訟手続き
　自己破産・民事再生などの裁判書類作成手続き　など

司法書士法人
ヒューマン・サポート法律支援センター

【龍田事務所】　〒861-8006　熊本市北区龍田3丁目32-18
TEL　096-327-9989　FAX　096-327-9799
【薄場事務所】　〒861-4131　熊本市南区薄場町46　薄場合同ビル2階
TEL　096-320-5132　FAX　096-357-5710
【健軍事務所】　〒861-2106　熊本市東区東野1丁目9-1　BOYビル3階
TEL　096-360-3366　FAX　096-360-3355
【清水事務所】　〒861-8066　熊本市北区清水亀井町16-11　オフィスカメイ1階
TEL　096-346-3927　FAX　096-346-4044